

375-8601

藤岡市中栗須 327 番地

発行日: 令和 6 年 ○月 ×日

①

お問い合わせ番号: 01234567891
(11 桁の数字)

藤岡 太郎 様

群馬県藤岡市長 新井 雅博



連絡先:
〒375-8601 藤岡市中栗須 3 2 7 番地
藤岡市役所 納税相談課
電話 0274(22)1211(代表)



過誤納金還付通知書

納付していただきました市税等は、課税額の変更・重複納付等の事由により、納めすぎとなりましたのでお返しいたします。

つきましては、お届けをいただいております下記預金口座へ振込をさせていただきます。

還付理由		過誤納		還付番号	
還付の内訳	年 度	科 目		還 付 番 号	
	令和 6 年			50601234567891	
	期 別	1 期			
		納 付 額 (円)	賦 課 額 (円)	還 付 金 額 (円)	
	金 額	20,000	10,000	① 10,000	
	延 滞 金	0	0	② 0	
	督促手数料	0	0	③ 0	
	還付加算金			④ 0	
	充 当 済 額			⑤ 0	
	還 付 済 額			⑥ 0	
備 考	還付充当予定額			⑦ 0	
	還 付 金 合 計 (お 返 し す る 金 額)	①+②+③+④-⑤-⑥-⑦		10,000	

この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に群馬県藤岡市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しを求める場合は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、藤岡市を被告として(群馬県藤岡市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を受けた後でないと提起できないこととされていますが、つぎの(1)審査請求の日から3か月を経過しても裁決がないとき、(2)処分、処分の執行または手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3)その他裁決を受けないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに訴えを提起することができます。

②

記

還 付 金 振 込 先			
金 融 機 関 名	〇〇銀行 ××支店	種 目	普通預金
口 座 名 義 人	フジオカ タロウ	口 座 番 号	****456
		振込予定日	令和 6 年 ○月 ×日

※振込先預金口座に不都合がありましたら令和 6 年○月×日までにお電話にてお知らせください。

ただし、口座変更希望の場合、ご本人(または上位の相続人)からの申し出が必要です。

①お問い合わせ番号

還付について納税相談課にお問い合わせいただくときに必要となる番号です。

②還付金振込先

振込先口座情報、振込予定日が記載されています。振込先口座に不都合がある場合は、下線部の連絡期日までに市納税相談課にご連絡ください。